

不動産

重要事項説明に役立つ

物件調査 ガイド

改訂
道南版



北斗市役所周辺の街並み(北斗市中野通1丁目)

物件調査は「直接来所、直接聞き取り」が原則です。

物件調査ガイドの利用方法

●関係機関の調査時点……平成24年12月現在

※機構改革等で担当窓口や電話番号、手数料などは改定される場合があります。
事前に電話等で各機関へ確認してください。

1. 必要書類や身分証明などは、各機関によって異なります。窓口でトラブルにならないためにも、事前に電話で確認してください。
2. 各機関とも、原則として個別物件の電話での問い合わせに対応していません。その場合は直接来所、訪問の上、調査・確認してください。
3. 担当窓口によっては図面・書類等は閲覧のみで、写し(コピー)を交付しない場合もあります。窓口担当者の指示に従ってください。

●固定資産課税台帳閲覧の注意事項

代理人による閲覧は、委任状書式など自治体によって取り扱いが異なるため、事前に窓口にお問い合わせください。

●固定資産価格通知書・交付依頼書の注意事項

法務局備付けの「固定資産価格通知書」は登記申請の登録免許税算定を目的としたもので、閲覧には十分に留意してください。

価格通知書を備付けていない場合は、法務局から「固定資産価格交付依頼書」の交付を受けて関係自治体窓口にご請求します。不動産登記の目的以外では使用できないほか、あくまでも当該法務局の管轄自治体のみ使用可能で、管轄外の自治体では使用できません。

特定行政庁、限定特定行政庁とは？

■特定行政庁

1号～4号建築物まで、すべての建築確認を行うことができる行政機関(特定行政庁)。
北海道内では、札幌市、函館市、室蘭市など10市と北海道庁(各振興局)のみ。

■限定特定行政庁 (本冊子では「限定行政庁」と略して表記しています)

おもに木造住宅など小規模建築物(4号建築物)の建築確認ができる特定行政庁を指します。
特定行政庁の持つ権限のうち、一部の業務に限定しているため限定特定行政庁。
北海道内では、北斗市、登別市など39市町が該当します。

CONTENTS

1	函館地方法務局	
	函館地方法務局 管轄区域	3
	函館地方法務局の登記管轄一覧	4
	函館地方法務局 本局	5
	江差支局	6
	八雲支局	7
2	不動産競売	
	函館地方裁判所／BITシステム	8
3	函館市〔特定行政庁〕	
	3階 建築確認関係／開発行為関係	9
	3・4・5階 都市計画関係／景観関係	11
	道路関係／その他窓口	13
	その他法令上の制限	14
	水道・下水道関係(函館市企業局)	15
	その他庁舎(環境部・保健所)／各支所(旧4町村)関係	16
ガス・電気(北ガス・ほくでん)	17	
4	国道・道道〔渡島・檜山管内〕	
	国道(函館開発建設部)／道道・土砂災害警戒区域(函館建設管理部)	18
5	北斗市〔限定行政庁〕	19
6	七飯町〔限定行政庁〕	21
7	札幌法務局(室蘭・日高・苫小牧支局)	
	日胆管内管轄区域	23
	日胆管内の登記管轄一覧	24
	札幌法務局 室蘭支局／日高支局・浦河町請求機	25
	札幌法務局 苫小牧支局／地裁各支部	26
8	室蘭市〔特定行政庁〕	
	建築確認関係／開発行為・宅造関係／都市計画関係	27
	水道・下水道関係(室蘭市水道部)／ガス・電気(室蘭ガス・ほくでん)	29
9	国道・道道〔胆振・日高管内〕	
	国道(室蘭開発建設部)／道道・土砂災害警戒区域(室蘭建設管理部)	30
10	伊達市〔限定行政庁〕	31
11	登別市〔限定行政庁〕	33
12	苫小牧市〔特定行政庁〕	35
13	白老町〔限定行政庁〕	37
	■解説(景観条例／土砂災害警戒区域)	38
	■その他関係機関	39
	■ホームページガイド	41